

国際交流促進事業助成要綱

(趣旨)

第1条 諸外国の市民との国際交流や国際理解及び大阪における多文化共生を図り、国際化に寄与すると認められる事業に対して助成するものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる事業は、前条に該当する事業を、活動実績を有し非営利かつ主催事業として実施する団体・グループ（以下「団体」という）で、大阪市内に主要な事務所又は活動拠点を有する団体とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、前条に該当する団体の実施する優れた国際交流事業であり、原則として市民が参加できるものとする。

(助成金)

第4条 助成金は、原則として1事業50万円を限度とし、総事業費の2分の1以内とする。ただし、同一年度内においては、1団体につき1件とする。

2 同一事業への助成金の交付は原則として一回限りとする。

3 助成金の交付を決定した団体は、対象事業の実施に伴い大阪国際交流センターを会場として使用する場合に必要な経費のうち施設利用料を減免する。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象経費は、当該事業の実施に直接必要なものとする。

(交付申請)

第6条 助成を受けようとする者は、所定の交付申請書により、別に定める期日までに、財団法人大阪国際交流センター（以下「センター」という）へ申請しなければならない。

(決定通知)

第7条 センターは、前条の申請があったときは、国際交流促進事業助成審査委員会に諮り、事業の目的・内容等を審査のうえ、申請団体の代表者に対して、所定の通知書により、交付の内定又は不交付の決定を通知するものとする。

(助成に伴う責任の遂行)

第8条 助成の交付内定の通知を受けた者（以下「助成を受ける者」という）は、当該事業の実施にあたり、一切を自己の責任において遂行しなければならない。

(助成金の請求及び交付)

第9条 助成を受ける者は、センターの指示する手続きに従って、助成内定額の一部を請求することができる。

2 当該事業が終了し、助成を受ける者が事業実施報告書をセンターへ提出後、センターは助成額を確定し、助成を受ける者に不要額の返還請求もしくは残額を交付する。

(変更申請等)

第10条 助成を受ける者が、やむを得ない事由により、申請内容を変更する場合は、別に定めるところにより、事業実施前にセンターの承認を得なければならない。

(交付決定の取り消し等)

第11条 センターは、助成を受ける者が次の各号の一つに該当するに至った場合は、交付決定を取り消すものとする。なお、助成金の交付を受けた後に、交付決定を取り消された者は、交付を受けた助成金を、直ちにセンターに返還しなければならない。

(1) 事業を実施しないとき

(2) 事業を遂行する見込みがないとき

- (3) 交付申請書等に虚偽の記載があったとき
- (4) 本要綱の各条項に違反したとき
- (5) その他センターが不相当と認めたとき

(報告書)

第12条 助成金の交付内定を受け、当該助成事業を実施した者は、別に定める場合を除き、事業実施完了の日から起算して60日以内に、事業実施報告書を、センターへ提出しなければならない。

(実施細目)

第13条 この要綱の実施に必要な細目は、センターが定める。

附則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、平成19年8月1日以後に実施する事業への助成に適用し、同日前に実施する事業への助成はなお従前の例による。

附則

1 この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

国際交流促進事業助成取扱要領

(目的)

第1条 国際交流促進事業助成取扱要領（以下「要領」という）は、国際交流促進事業助成要綱（以下「要綱」という）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 要綱第2条の団体とは、次に掲げるものとする。

- (1) 大阪市内に活動拠点を有し、大阪市内での活動実績のある、営利又は特定の政治・宗教活動を目的としない国際交流団体・グループ
- (2) その他財団法人大阪国際交流センター（以下「センター」という）が認めるもの

(助成対象事業)

第3条 要綱第3条の「助成の対象となる事業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市民の国際交流や国際理解を促進するもの
- (2) 在住外国人の生活支援や日本語学習支援等を通じて多文化共生社会に資するもの
- (3) 市民の国際協力を啓発・促進するもの
- (4) 外国人留学生を支援するもの

(助成要件)

第4条 助成の対象となる事業は、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 大阪市内で実施する事業
- (2) 申請団体が自主的に企画・運営する、営利を目的としない事業であること
- (3) この助成がなければ事業の実施が困難であると認められること
- (4) 事業内容や実施方法が適切で、市民への成果の還元が期待できること
- (5) 政治活動や宗教活動を目的としていないこと
- (6) その他センターが認めるもの

(助成対象事業の開始及び完了)

第5条 助成対象事業は、前期申請分については、申請年度の4月1日から翌3月31日まで、後期申請分は同様に10月1日から3月31日までに開始し、当該年度の3月31日までに完了するものとする。

(助成対象経費)

第6条 要綱第5条の「当該事業の実施に直接必要なもの」には、次の各号に掲げるものを含まない。ただし、センターが要綱の趣旨に鑑み、事業実施のため真に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 海外へ派遣するための経費
- (2) 団体の運営にかかる経常経費
- (3) その他センターが不適当と認めるもの

(交付申請の受付)

第7条 要綱第6条の「所定の交付申請書」は、様式1の通りとする。

- 2 交付申請書は、年2回期間を設けて受付し、受付期間内にセンターに提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、次の各号に掲げるものを添付しなければならない。
 - (1) 団体の定款、寄附行為、会則等
 - (2) 事業計画書（様式2）
 - (3) 収支予算書その他センターの指示するもの
- 4 過去5年間に助成金の交付を受けた者は、当該助成金の交付を受けた事業と同一の事業についてセンターに助成金の申請をすることはできない。ただし、3年を最長として、継続実施の必要性が認められる事業については、この限りでない。
- 5 助成金の交付決定を受けた者が、事業実施報告書をセンターに提出していない場合は、次年度以降の事業についてセンターに交付申請をすることはできない。

(審査結果の通知)

- 第8条 センターは、前条の申請があった場合は、審査のうえ、申請団体の代表者へ、交付内定又は不交付の決定を通知(様式3、4)するものとする。
- 2 前項の交付内定通知を受けた者が事業実施のために資金を必要する場合は、様式5により、事業実施予定日の30日前までにセンターに交付内定額の2分の1を上限として助成額の一部を請求することができる。

(変更申請書)

- 第9条 助成金の交付決定を受けた者が、やむを得ない事由により、変更申請を行おうとするときは、軽微な変更を除き、原則として事業実施予定日の30日前までにセンターに様式6により変更申請を提出しなければならない。

(報告書の提出)

- 第10条 当該助成事業実施の完了が、2月以降である場合は、事業実施完了後センターが指示する日までに、事業実施報告書(様式7)をセンターに提出しなければならない。
- 2 センターが前項に規定する実施報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、助成事業の成果が助成金の交付条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付決定通知書(様式8)により通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、助成金請求書(様式9)をセンターに提出するものとする

(助成の公表)

- 第11条 助成事業実施団体が助成事業の周知のために作成する印刷物や看板には、センターの助成を受けた旨を明記・公表しなければならない。

(実態調査)

- 第12条 センターは、助成した事業の実施状況等について、随時調査を行うことができる。

(書類の保存)

- 第13条 助成を受けた団体は、助成を受けた事業の経費に関する帳簿及びそれにかかる証拠書類を5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第14条 この要領の実施について必要な事項は、センター理事長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成元年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領の規定は、平成19年8月1日以後に実施する事業への助成に適用し、同日前に実施する事業への助成はなお従前の例による。ただし、平成19年度の助成については、本要領第5条の規定を適用しないものとする。

附則

- 1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。